

ベタニヤ・ホーム(本棟)
「外壁改修及び設備更新を含むリノベーション工事」
工事仕様書

1 工事概要

- (1) 工 事 件 名 外壁改修及び設備更新を含むリノベーション工事
- (2) 工 事 場 所 横浜市戸塚区汲沢町1060 ベタニヤ・ホーム本棟
- (3) 工 事 概 要 設計図書(質問回答書含む)による。

2 一般事項

- (1) 工事用の仮設電力・水道・排水等は全て無償借用とする。
- (2) 施工に必要な申請・届出等は関係官庁と充分協議の上、請負者負担の上、手続きを行うこと。
- (3) 施設ご利用者と職員の安全確保と衛生状況に十分留意し、施設の指示に従うこと。
- (4) 施工に際し、付近の道路等や損傷する恐れのある箇所は充分な養生を行い、万一汚損等が発生した場合は直ちに応急処置を講ずると共に、工事完了までに自費工事にて現況回復すること。
(その費用については、請負者の負担とする。)
尚、復旧方法及び仕様は、それぞれの所管者の指示によること。
- (5) 工事の安全と工程を厳守し、工事を進めること。
- (6) 大型車両の通行日には工事用車両出入口のほか、必要な場所に交通監視員を配置し、交通安全に努めること。
- (7) 発生材(産業廃棄物)については、処理計画書を提出し承諾を得た後、所定の手続きを行った上で処分し、産業廃棄物処理報告書を提出すること。
- (8) 工事写真は工程ごとに入念に撮影し、特に隠蔽部分については必ず記録を残すこと。
- (9) 工事完成後、工事請負者にて完成図書等を作成すること。
- (10) 使用機械は、可能な限り、環境配慮型建設機械を使用すること。
- (11) 今回工事範囲には、アスベスト含有材(レベル3)があるため、適切な撤去・処分工事を行い、関係部局へ届け出を行うこと。
- (12) 工事資材搬出入及び工事関係者の昇降については、原則屋内階段の使用を可能とするが、詳細については発注者と協議すること。
発注者と協議の結果、了承を得た期間及び時間帯については、使用できるものとする。
- (13) 今回工事と別途の工事であっても、別途工事施工者と確認・調整を行い、別途工事に意匠上及び機能上、支障が来たさないよう対応すること。
- (14) 工事請負者は、工事契約後、速やかに仮設計画図を提出し、発注者及び監理者の了承を得た上で、工事を開始すること。

2 特記事項

- (1) 感染症対策を適切に実施すること。
 - ア) 館内に入る場合は、施設職員の指示に従い手洗い・うがい・検温と記帳を行う。
また、マスクを着用して館内用の履物に履き替えること。
(マスク等の施工者が身に着ける感染症対策備品等の費用は、請負者負担とする。)
 - イ) 作業員の検温・体調確認(施設が定める内容)を毎日行い、書面に記録し、工事受渡し完了まで維持管理すること。また、事業主が求めた場合は、記録を開示し、写しを提出すること。
 - ウ) 37.5度以上の熱発がある者、または、コロナウイルス感染症等の疑いがある者の濃厚接触者が発生した場合は、施設側に報告し、施設側の許可あるまで作業に従事させないこと。

- (2) 施設内での感染症発生時の対応
施設内でコロナ感染が発生した場合は、保健所等の指導と施設判断に基づき工事の中断を要請する場合がある。
- (3) 作業員には、老人福祉施設であることを啓蒙し、特に入居者との接触や転倒事故を起こさないことに留意すること。
- (4) 作業時間等について
ア) 別に定める場合(または許可する場合)を除き次の時間帯で工事を行うこと。
月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00
イ) 定期清掃作業日とスケジュールが重ならない様に配慮すること。
※その他、特記すべき事項がございましたらご指示ください。
- (5) 作業員のフロア間移動、物品・工具等の搬出入について
ア) ホーム内(屋内)作業に従事する場合は、原則として屋内階段を使用する。
イ) 事前の許可で乗用エレベータを使用できる。但し、事前打合せにて定めた時間に限る。
ウ) 重量クレーン・大型車両等の重機を使用する場合及び施工全般につき、関係官庁と充分協議を行い、且つ、地域近隣住民に十分な工事説明を行うと共に、近隣への迷惑を極力小さくするように努め、十分な安全確認を行うこと。
契約後速やかに、自治会長及び近隣住民へのご説明を開始し、事前に工事への理解を得られるよう対応すること。
また、近隣住民や通行人へ危害が及ばぬよう、交通監視員を適宜配置するなど、十分な安全対策を施すこと。
- (6) 業者車両の施設内駐車について
原則として2台までとする。
- (7) 産業廃棄物廃棄用コンテナの設置について
指定場所に、車両1台分のスペースを利用可能とする。
- (8) 工事中のトイレ利用については、感染症対策の観点からもホーム内のトイレは利用せず、施工者の負担にて仮設トイレを屋外に設置し、使用すること。

以上